

海事代理士 各位

船舶免許申請手続きの取扱いについて（周知）

平素より、海事代理士の皆様には、船舶免許業務につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、船舶免許申請手続きの取扱いにつきましては、関東運輸局管内において当茨城運輸支局のみが、これまで申請日当日に交付するよう努力してまいりました。

しかしながら、昨今の政府主導による働き方改革及び人員削減、また過剰な時間外勤務抑制等の観点から、令和8年3月以降、当支局におきましても提出される船舶免許の申請について、即日交付は行わず翌開庁日以降の交付とさせていただきます。

特に、特定操縦免許制度における航行区域の限定解除を伴う申請には審査時間を十分確保する必要があることから、受付から最短7営業日以降の交付とさせていただきます。

また、特定操縦免許関係の申請は、返納確約による受付が制度上出来ないことから、免許証交付時に旧免許証と引換が必須となりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

今後とも、円滑な業務運営にご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

茨城運輸支局 総務企画担当